

事務連絡
平成18年1月31日

都道府県・政令指定都市
男女共同参画担当課（室） 御中

内閣府男女共同参画局

「ジェンダー・フリー」について

男女共同参画の推進に当たっては、日ごろから御尽力いただき、感謝申し上げます。
男女共同参画基本計画（第2次）（以下「基本計画」という。）につきましては、昨年12月27日に閣議決定を行い、「男女共同参画基本計画（第2次）について」（平成18年1月31日府共第54号）により通知したところです。

これに関連して、「ジェンダー・フリー」に関し、別紙のとおり整理しましたので、お知らせします。

なお、「「ジェンダー・フリー」の使用に関する国会における質疑について」（平成16年4月5日付け事務連絡）別紙の記載につきましては、今後、本事務連絡のとおりとします。

また、以上につきまして、関係部署、管内市（区）町村にも御周知いただきますよう、併せてお願いします。

今後とも、男女共同参画社会基本法及び基本計画の趣旨を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

「ジェンダー・フリー」について

1. 基本計画においては、以下のとおり、「社会的性別」(ジェンダー)の視点について明確な定義が示されて使用されるとともに、「ジェンダー・フリー」という用語を使用しての不適切な事例が記述されたところです。

男女共同参画基本計画(第2次)(抄)

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

【具体的施策】

○わかりやすい広報・啓発活動の推進

- ・男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点(*)の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める。

○多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

- ・男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。また、特に、青年男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。

* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

1. 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識して行うこととするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2. 「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

上記1. 2. について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。

2. 「ジェンダー・フリー」については、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、基本計画において、上記のとおり記述されたところであり、地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます。